

わかたけかなえ保育園 事業継続計画

【基本方針】

- 当園が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、当園に在籍する正規職員は福祉施設の従事者としての立場を自覚して、諸被害の低減と保育機能の回復に努めるものとする。
- 当園が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、当園に在籍する正規職員は自分自身の安全と健康が確保される範囲において、下記の優先順位に基づいて行動するものとする。

1、人命の確保

在園児童・保護者・地域住民・職員など関係するすべての人の生命を対象とする。
ただし、在園児童の生命の確保について業務上の責任を負っていることに留意する。

2、財産の保護

園舎、電気・水道・ガスに関連する設備、食料（非常食・保存水）や衛生管理用品、在園児童や職員の情報（電子データ・紙）など、事業の継続（再開）に不可欠となる財産を対象とする。

3、保育事業の継続（再開）

第1段階 緊急事態の発生から、在園児童を保護者に安全に引き渡すまで。
（※ 地域住民においては、広域避難所などへ移動するまで。）

第2段階 職員全員が安全に帰宅することができる環境が整うまで。

第3段階 保護者の状況などにより保育が不可欠である在園児童に対して、最低限度の保育を提供することができる機能が復旧するまで。

第4段階 保育を必要とする在園児童に最低限度の保育を提供することができる機能が復旧するまで。

第5段階 保育を必要とする在園児童について、保育園生活の質が回復するまで。

《各段階における行動例》

第1段階：月例の避難訓練に基づく避難行動、メール配信やSNSによる保護者への緊急連絡、在園児童の心理ケア、TV・インターネットを通じた情報収集、利用者・職員の安否確認

第2段階：交通機関や道路状況の把握、職員相互の心理ケア、保育園との連絡手段の確保、復旧スケジュールの計画

第3段階：園舎・設備の安全確認、非常食・保存水の確保と消費計画、エネルギーの確保、職員の確保、家庭への周知と利用者の選別

第4段階：ライフラインの回復確認、災害ストレスの軽減、非常食・保存水の確保と消費計画、栄養管理と衛生管理、職員の確保

第5段階：職員配置の再構築、生活リズムの再生、給食の提供、戸外保育活動の実施、園行事の再開

【地震・火災の被害想定と事前対策】

1、在園児童が負傷する

- ①避難援助、応急手当に人手が必要となる。
 - ・開所時間中は常に人員配置に余裕を持たせる。
 - ・迅速、適切な応急手当ができるように知識や技術を身につける。
- ②重症者については医療機関への搬送が必要となる。
 - ・搬送の要否、トリアージについて判断力を身につける。
 - ・周辺地域の医療機関の情報を収集し整理する。

2、職員が負傷する

- ①避難援助、応急手当に人手が必要となる。
 - ・開所時間中は常に人員配置に余裕を持たせる。
 - ・迅速、適切な応急手当ができるように知識や技術を身につける。
- ②担当している役割が果たせなくなる。
 - ・開所時間中は常に人員配置に余裕を持たせる。
 - ・担当者しかできない、わからない業務を最小限にする。
 - ・指揮権者によらず行動する判断力を身につける。
- ③重症者については医療機関への搬送が必要となる。
 - ・搬送の要否、トリアージについて判断力を身につける。
 - ・周辺地域の医療機関の情報を収集し整理する。

3、園舎が破損する

- ①屋外退避、二次避難行動が必要となる。
 - ・本番想定 of 避難訓練を定期的実施する。
 - ・広域避難所、周辺地域の防災対策を把握する。
- ②情報収集、指示、伝達のための拠点が必要となる。
 - ・広域避難所、周辺地域の防災対策を把握する。
- ③保育事業の継続（再開）に時間が必要となる。
 - ・行政、設備など関係機関の連絡先を整理する。
 - ・安全点検、設備点検について知識を身につける。
- ④職員の賃金保障、設備の復旧のために資金が必要となる。
 - ・人件費については最低6ヶ月分を留保する。

4、ライフラインが停止する

- ①電気の停止により、照明、室温管理、情報管理が難しくなる。
 - ・発電機、充電機、乾電池で利用できる照明器具、情報機器を備える。
 - ・毛布など防寒用品を備える。
- ②水道の停止により、水分補給、衛生管理が難しくなる。
 - ・在園児童と職員全員の水分補給について最低5日間分の保存水を備える。
 - ・簡易トイレ、ウェットタオルを備える。

5、交通機関が麻痺する

- ①在園児童の安全な引き渡しまで時間が必要となる。
 - ・児童が長時間安心して過ごすことができる屋内環境を整える。
 - ・在園児童と職員全員の栄養補給について最低5日間分の非常食を備える。
- ②職員の帰宅まで時間が必要となる。
 - ・災害時の帰宅手段についてシミュレートする。
 - ・在園児童と職員全員の栄養補給について最低5日間分の非常食を備える。
- ③保育事業の継続（再開）のための職員の確保が難しくなる。
 - ・通勤に交通機関を要しない職員の割合を3割以上とする。

6、通信が停止する

- ①情報収集、指示、伝達が難しくなる。
 - ・固定電話、携帯電話、インターネットなど異なる通信手段を備える。
 - ・メール配信、SNSは平常時に使用して利用方法を周知する。
 - ・担当者しかできない、わからない業務を最小限にする。
 - ・指揮権者によらず行動する判断力を身につける。

【感染症・食中毒の被害想定と事前対策】

1、在園児童が罹患する

- ①隔離、応急手当に人手が必要となる。
 - ・開所時間中は常に人員配置に余裕を持たせる。
 - ・迅速、適切な応急手当ができるように知識や技術を身につける。
- ②重症者については医療機関への搬送が必要となる。
 - ・搬送の要否、トリアージについて判断力を身につける。
 - ・周辺地域の医療機関の情報を収集し整理する。

2、職員が罹患する

- ①隔離、応急手当に人手が必要となる。
 - ・開所時間中は常に人員配置に余裕を持たせる。
 - ・迅速、適切な応急手当ができるように知識や技術を身につける。
- ②担当している役割が果たせなくなる。
 - ・開所時間中は常に人員配置に余裕を持たせる。
 - ・担当者しかできない、わからない業務を最小限にする。
 - ・指揮権者によらず行動する判断力を身につける。
 - ・利用者の理解、協力を得ることができるよう、日常的に信頼関係を構築する。
- ③重症者については医療機関への搬送が必要となる。
 - ・搬送の要否、トリアージについて判断力を身につける。
 - ・周辺地域の医療機関の情報を収集し整理する。

3、消毒や調査のため園舎が使用できなくなる

①休園や業務停止が必要となる。

- ・停止する業務の範囲を最小限に留める。
- ・利用者の理解、協力を得ることができるよう、日常的に信頼関係を構築する。

②保育事業の継続（再開）に時間が必要となる。

- ・行政、設備など関係機関の連絡先を整理する。
- ・衛生点検、設備点検について知識を身につける。

【連絡先】

1、指示系統

山本慎介（園長・法人理事長）	03-3554-6676 090-9150-6004 shinbou828@gmail.com
片岡敬樹（わかたけ保育園園長・理事）	03-3972-9177 090-9398-6183
板橋区子ども家庭部保育サービス課	03-3579-2492
板橋区危機管理室防災危機管理課	03-3579-2154
板橋区保健所環境衛生施設係	03-3579-2335
板橋区保健所食品衛生係	03-3579-2336

2、避難場所

上板橋第三中学校（指定広域避難所）	03-3960-2312
ときわ台保育園（火災時避難場所）	03-3969-0436
子ども家庭総合支援センター	03-5944-2371

3、建物・設備

昇和建设株式会社	03-3970-4143
東京電力（東京第二）	03-6375-9786
東京都水道局	03-5326-1101
東京ガス	03-3344-9100
ドコモ光（電話・インターネット）	0120-800-000